

締約国に関する情報 E S	スペイン 一般情報	附属書 B 1 E S
国内官庁の名称	Spanish Patent and Trademark Office (スペイン特許商標庁)	
所在地	Paseo de la Castellana 75, 28046 Madrid, Spain	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(34) 910 780 780	
電子メール	informacion@oepm.es	
インターネット	https://www.oepm.es	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？(PCT規則17.1(b)2)	出願人がWIPO DASから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある <sup>2</sup>	
スペインの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 <sup>3</sup> は外国官庁への国際出願を制限するか？	スペイン特許商標庁, 欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 次の場合, 出願は制限される: スペイン国内で行われた発明 <sup>4</sup> 居住者による出願 <sup>3</sup>	
スペインが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: スペイン特許商標庁 欧州特許: 欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許, 実用新案 欧州: 特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である: <https://www.wipo.int/en/web/das>

2 優先権書類をDASから取得できるようにするための請求方法の詳細に関しては, 次を参照されたい:  
<https://www.oepm.es/es/invenciones/gestion-de-invenciones/otros-tramites/Servicio-de-acceso-digital-de-la-OMPI-DAS/>

3 特許に関する2015年7月24日の法律No. 24/2015, 第163条。

4 スペイン特許商標庁に行った先の出願から優先権を主張する場合を除く。

E S	スペイン (続き)	E S
国内官庁が認める手数料の支払方法 <sup>5</sup>	手数料支払は電子手段又は現金によって行うことができる。すべての支払はユーロ建てで行い、判明していれば出願番号、支払人の氏名又は名称、支払う手数料の種類を表示しなければならない。	
国際型調査に関するスペインの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合：</p> <p>特許付与の後、出願人は、国際出願の国際公開後の期間について正当な補償金を請求する権利を有する。そのために、国際公開がスペイン語でされなかった場合には、出願人は、スペイン語による国際出願の翻訳文を特許商標庁に提出しなければならない。仮保護は、管轄官庁がスペイン語で国際出願を公開した日から適用される。</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合：</p> <p>国際公開後（スペイン語による場合）又は、国際公開がスペイン語以外の言語でされた場合で、出願人が仮保護を考慮して特別の手数料の支払と共に提出した欧州特許出願のスペイン語による請求の範囲の翻訳文が特許商標庁によって公表された後に、事情に応じた正当な補償金を請求することができる。国際出願が欧州広域段階に入り、国際公開の言及が欧州特許公報で公表される前は、スペイン語による請求の範囲の翻訳は提出できない。出願人がスペイン又は欧州共同体の国に居住していない場合には、翻訳文は、特許商標庁に対して活動する資格を有する弁理士が作成するか又はスペイン外務省によって指名された宣誓した翻訳者が認証しなければならない。更に、2018年3月26日の大臣命令E T U/320/2018の規定に従い言語及び技術知識を有する旨を宣言する者も、翻訳文を作成することができる。</p>	
スペインが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
スペインが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	発明者のあて名の記載はスペイン特許商標庁によって要求されない。氏名（名称）は願書中に記載するか、又は後で提出することもできる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照		

<sup>5</sup> 詳細情報については手数料支払様式を参照されたい：

<https://www.oepm.es/en/formas-de-pago/Pago-de-tasas/index.html>